

地盤沈下と地下水
(地下水揚水規制について)

川崎市

令和3年4月

はじめに

地盤沈下は、一般的にその進行が緩慢であり、発見が遅れやすいこと、いったん沈下すればほとんど回復しないこと等の理由もあり、未然防止が重要です。地盤沈下は、健康被害に直接の影響はありませんが、地盤沈下に洪水、高潮等の現象が重なった場合には、人の健康、生命、財産への被害は計り知れないものがあります。

川崎市では大正末期から昭和にかけて、臨海地域に重化学工業の進出が盛んになり工業用水として大量の地下水を揚水したことから、地盤沈下が進行し、1 mを越す沈下を示した地点もありました。

臨海地域での地下水枯渇と著しい地盤沈下の進行、それに対し、大量の工業用水を必要とする企業からの要請という諸事情から、地盤沈下対策を目的とした工業用水道を建設し給水をするとともに、昭和 32 年には工業用水法による指定地域（JR 東海道線以東地区、昭和 37 年に東急東横線以東へと地域指定が拡大）において地下水を揚水する場合に許可を受けなければならないこととなったことから、地下水から工業用水道への転換が急速に進められ、地盤沈下は昭和 40 年頃から鈍化しはじめました。昭和 47 年には、川崎市公害防止条例が施行され、市全域において地下水揚水施設設置の届出、地下水揚水量等の報告が義務づけられました。

その後、水処理技術の進歩により、地下水を飲料水などとして利用することが、安価に行えるようになり、スポーツクラブ等の非製造業分野で地下水利用のニーズが増加し、地下水の揚水が一層進むことが懸念されたことから、地盤沈下を未然に防止するため、平成 19 年に条例を改正し許可制を導入いたしました。

この冊子は、地下水を利用する事業者のみなさんに、地下水及び地盤環境に対する認識を深めていただくとともに、地盤沈下を防止し、地下水を将来にわたり継続的に利用することを目的とした川崎市内の地下水の揚水規制についてご理解をいただくために作成したものです。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

目 次

1	地盤沈下とは	1
2	地盤沈下による被害	2
3	地下水の合理的利用	2
4	川崎市内の地下水揚水規制について	3
5	川崎市公害防止等生活環境の保全等に関する条例による規制	4
5-1-1	許可対象揚水施設の新設について	4
5-1-2	許可対象揚水施設の変更について	5
5-1-3	条例施行前の許可対象揚水施設について	5
5-2	届出対象揚水施設の新設及び変更について	6
6	地下水の揚水量及び水位の測定について	7
7	地下水揚水量等測定結果記録表の参考例	9
8	工業用水法	10
9	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例による申請、届出等の内容	11
10	申請書等記入上の注意	12
【 参 考 資 料 】		
	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	15
	地下水を利用する皆様へ（関係する部署の連絡先）	22
	河川保全区域、港湾区域又は港湾隣接地域における井戸の設置について	23

1 地盤沈下とは

公害としての地盤沈下とは、事業活動等により、地下水を過剰に汲み上げ（以下「揚水」という。）たために起こる地盤の変形です。地盤沈下は、環境基本法第2条において、いわゆる典型7公害のひとつに数えられています。

地下水は、主に水を通しにくい層（粘土層等）によって上下をはさまれた帯水層（砂れき層等）に存在しており、雨水等の地下浸透によって少しずつ補給されています。この補給に見合う量以上の地下水を汲み上げると、帯水層内の水圧が低下し（地下水位の低下）、粘土層の中に含まれている水が、帯水層内に絞り出されてしまいます。その結果、粘土層が収縮して地盤沈下が発生するのです。（図-1）

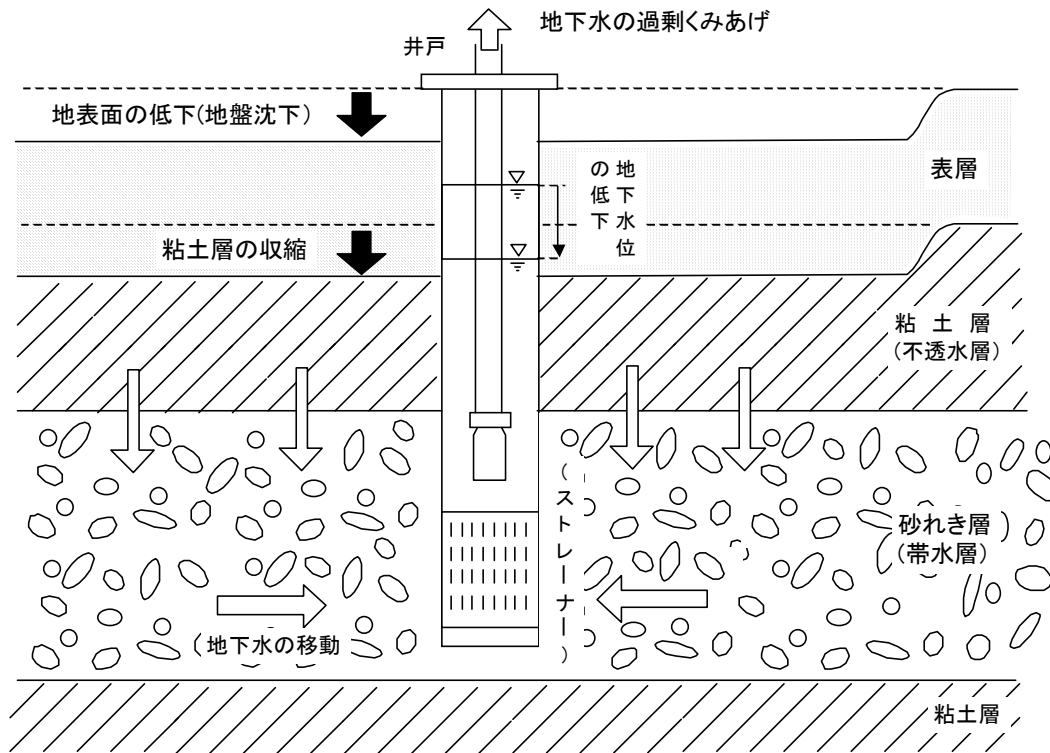
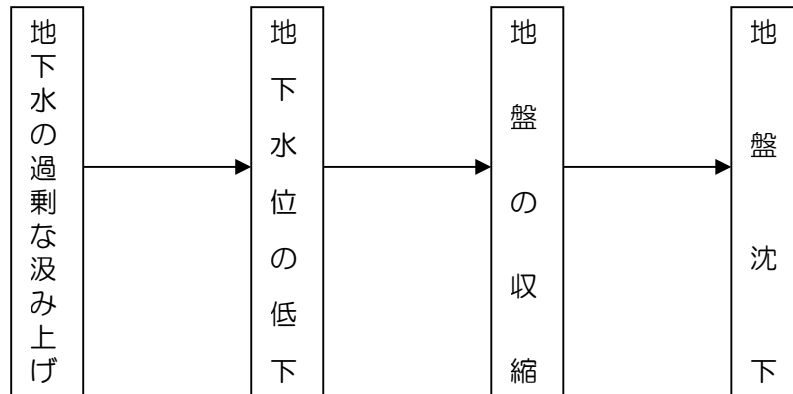


図-1 地盤沈下のしくみ

2 地盤沈下による被害

地盤沈下は、ゆっくりと進行するため気づきにくい現象ですが、沈下が進むと図-2に示されるような被害が起こります。しかし、被害が起きてしまったからでは手遅れです。一度収縮した粘土層は、水位が回復しても膨張することはほとんどありません。つまり、沈下してしまった地盤は、もはや元にもどることはないのです。また、被害にあった構造物などの修復や浸水などの二次災害を防ぐための公共事業に要する費用は膨大なものになります。地下水の過剰な揚水が、大きな損害をもたらすことになるのです。

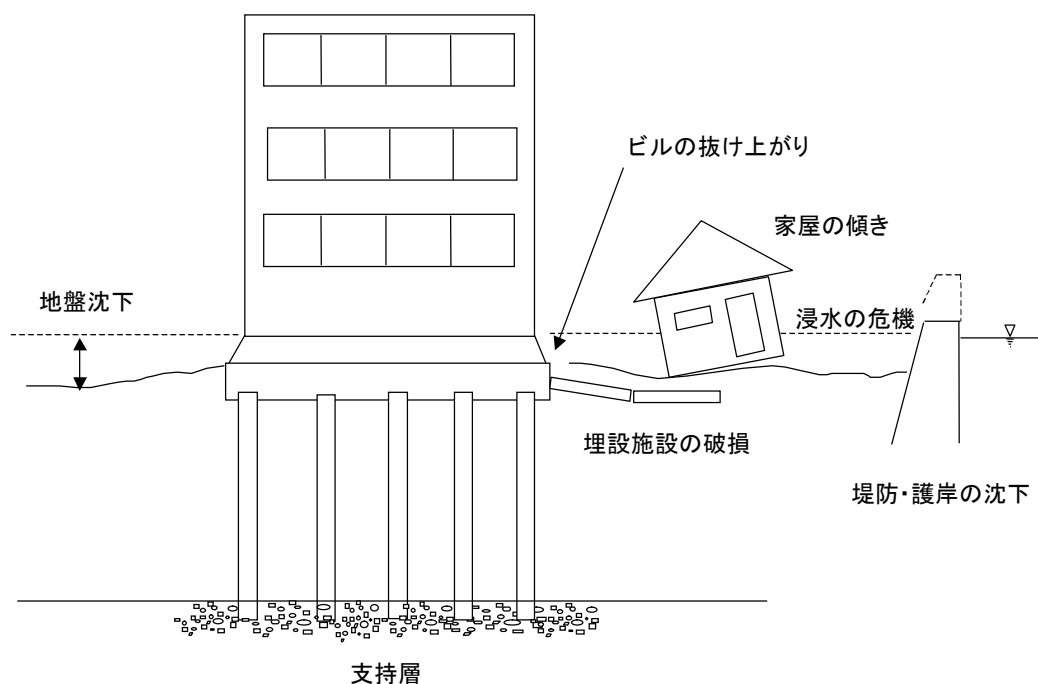


図-2 地盤沈下による被害

3 地下水の合理的利用

貴重な水資源である地下水を継続的に利用していくためには、冷却水の循環利用や生産工程における水の再利用などの水使用の合理化をはかり、地下水の過剰な揚水を抑え、加えて揚水施設の適正な管理を心がけなければなりません。

揚水施設管理の主なものは次のようなものです。

- 1 水位計による水位の測定
- 2 水道メーターによる揚水量の測定
- 3 水質、水温の測定
- 4 排砂量の監視
- 5 ポンプの点検
- 6 揚水施設のメンテナンス

また、地下水のかん養のために、樹木の植栽等による裸地の浸透機能の向上、雨水の地下浸透機能をもった透水性舗装、雨水浸透柵の設置など雨水浸透のための施設の設置の促進を積極的に図ることが重要です。

4 川崎市内の地下水揚水規制について

川崎市では、法律、条例等により地下水の揚水を規制しており、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（以下、「市条例」といいます。）

では、地下水の揚水は揚水施設の構造や揚水量により許可制または届出制として規制されています。

市条例で規定する揚水施設とは、図-3に示すようなポンプを用いて地下水を揚水する施設の総称で、一般には、揚水機、揚水管、側管、計器、受水槽等を指します。

市条例では、揚水機の吐出口の断面積が 6cm^2 を超える場合、又は、揚水しようとする地下水の量が、1月間を平均し1日当たり 50m^3 以上である場合は許可の対象になります。許可の対象以外については届出の対象となります。

また、一つの事業所に複数の揚水施設が設置される場合は、吐出口の断面積も揚水量も合算値といたします。

工業用水法、温泉法の適用を受ける場合は、当条例による申請は必要ありません。

また、一般家庭で使用する揚水施設は条例の対象ではありません。

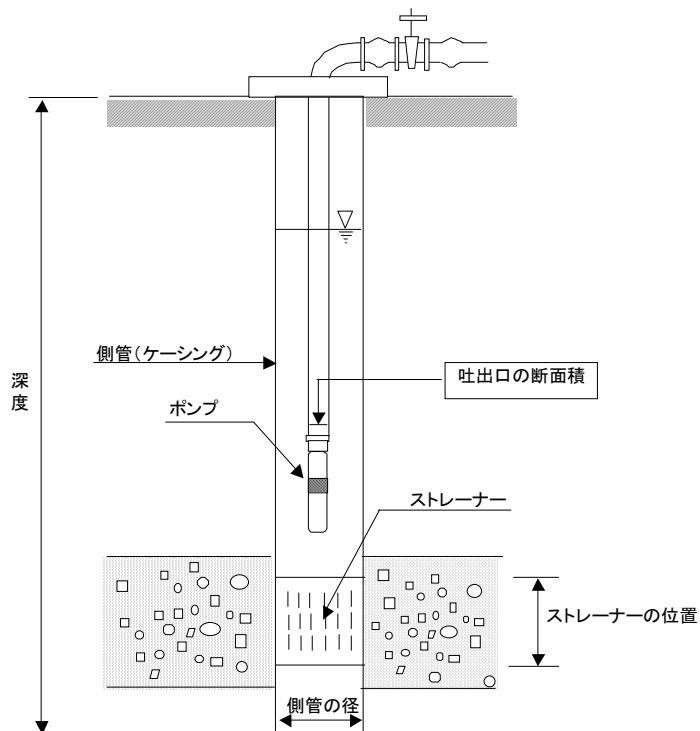


図-3 揚水施設の構造図例

表-1 市条例による地下水の揚水規制

対象地域	規制内容	規制対象
市内全域	一つの事業所に設置される揚水施設の吐出口の断面積の合計が 6cm^2 を超える場合	許可 (P4へ)
	揚水しようとする地下水の量が、1月間を平均し、1日当たり 50m^3 以上である場合	許可 (P4へ)
	上記以外	届出 (P6へ)

5 川崎市公害防止等生活環境の保全等に関する条例による規制

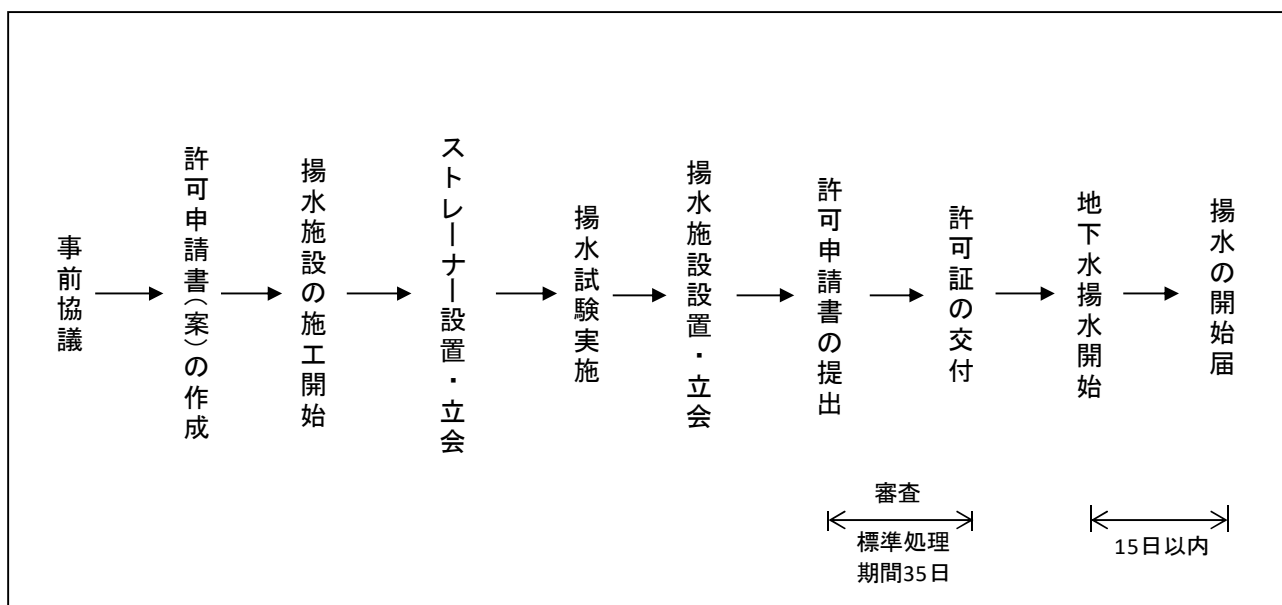
5-1-1 許可対象揚水施設の新設について

一つの事業所に設置される揚水施設の揚水機の吐出口の断面積の合計(揚水施設が2以上ある場合は、それらの合計)が6cm²を超える場合、又は、揚水しようとする地下水の量(揚水施設が2以上ある場合は、それらにより揚水しようとする地下水の量の合計)が、1月間を平均し、1日当たり50m³以上である場合はあらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

なお、地下水の用途が災害時における必要な措置として揚水しようとするとき、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難な時に地下水を農業用に利用する場合は、条例で定める揚水施設の許可基準は適用除外になります。

表一2 許可対象及び許可基準

許 可 対 象	
揚水機の吐出口の断面積の合計(揚水施設が2以上ある場合は、それらの揚水機の吐出口の断面積の合計)が6cm ² を超える場合、又は、揚水しようとする地下水の量(揚水施設が2以上ある場合は、それらにより揚水しようとする地下水の量の合計)が、1月間を平均し1日当たり50m ³ 以上である場合。	
許 可 基 準	
吐出口の断面積の合計	ストレーナーの位置
21cm ² 以下	地表面下300m以上の深さ



図一4 許可申請の流れ(新設時)

※標準処理期間とは、通常要すべき標準的な処理日数のことであり、補正や書類不備のない申請書を本市が受理してから許可するまでの標準的な期間をいいます。

5-1-2 許可対象揚水施設の変更について

揚水施設の改修や増設等により、条例による許可を受けた揚水施設の構造（揚水施設の設置場所、地下水の用途、ストレーナーの位置、揚水機の吐出口断面積の合計、1月間を平均した1日当たりの最大揚水量）を変更する場合は、事前に市長の変更許可を受けなければなりません。変更許可の基準は新規の許可基準と同様に表-2のとおりです。

また、代表者の氏名等を変更する場合は、変更の届出を行わなければなりません（P 1 1 参照）。

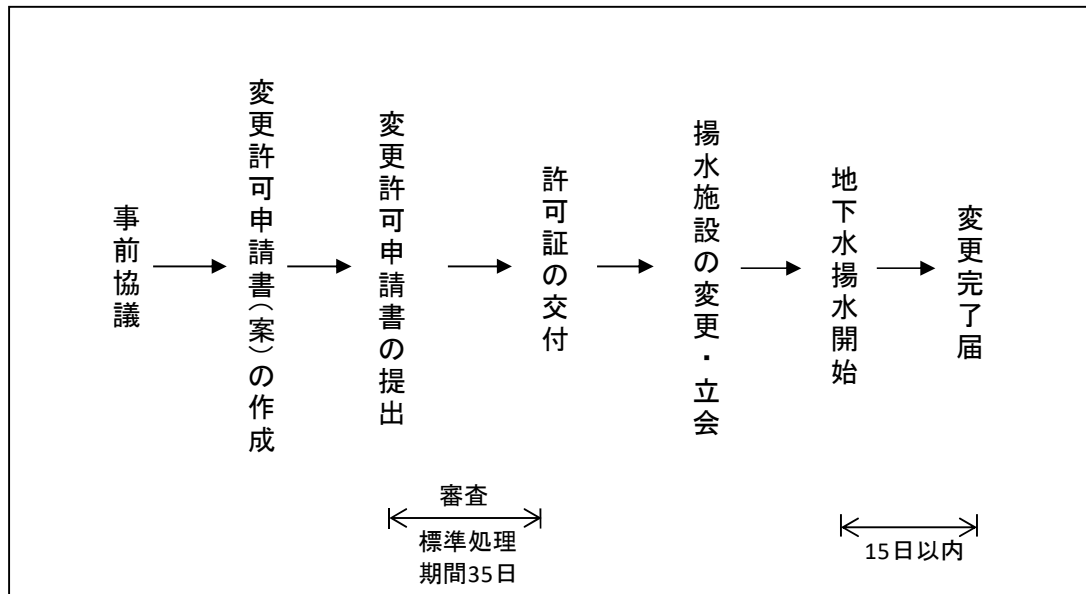


図-5 許可申請の流れ（変更時）

5-1-3 条例施行前の許可対象揚水者について

旧条例による届出者及び従前の揚水者として、「従前の揚水者に係る地下水揚水届出書」により届出を行ったことにより許可を受けたとみなされた揚水施設の変更許可基準は表-3のとおりです。

表-3 従前の揚水者の変更許可基準

揚水機の吐出口の断面積の合計	揚水機のストレーナーの位置
<p>条例施行日（平成19年10月1日）に、現に設置されている揚水機の吐出口の断面積あるいは揚水機を複数設置している場合は、その合計面積に比べて同等又はそれ以下であること。</p> <p>なお、当該揚水機の吐出口の断面積が、表-2にある基準以下である場合は、同表の基準で変更できます。</p>	<p>条例施行日（平成19年10月1日）に、現に設置されている揚水機のストレーナーの位置に比べて同等又はより深いものであること。</p> <p>なお、当該揚水機のストレーナーの位置が表-2にある基準より深い場合は、同表の基準で変更できません。</p>

5-2 届出対象揚水施設の新設及び変更について

揚水施設により地下水を揚水しようとする事業者（許可を受けた事業者を除く）は揚水を開始する30日前までに市長に届出を行わなければなりません。

また、届出揚水施設について届出事項等を変更する場合は、変更の届出を行わなければなりません（P 11 参照）。

表-4 届出対象となる揚水施設

届 出 対 象
揚水機の吐出口の断面積の合計（揚水施設が2以上ある場合は、それらの揚水機の吐出口の断面積の合計）が6cm ² 以下で、かつ、揚水しようとする地下水の量（揚水施設が2以上ある場合は、それらにより揚水しようとする地下水の量の合計）が、1月間を平均し1日当たり50m ³ 未満である場合。

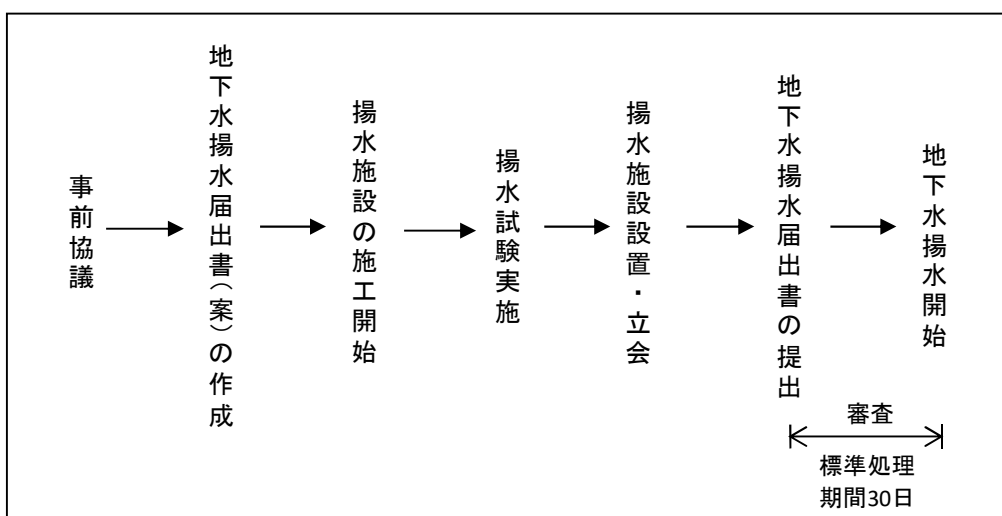


図-6 届出の流れ（新設時）

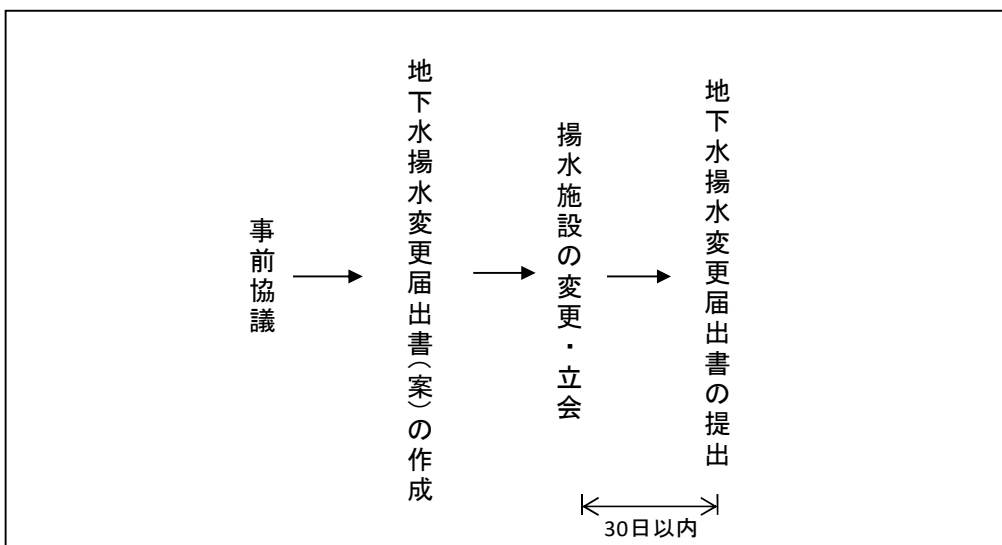


図-7 届出の流れ（変更時） ※立会は構造変更がある場合

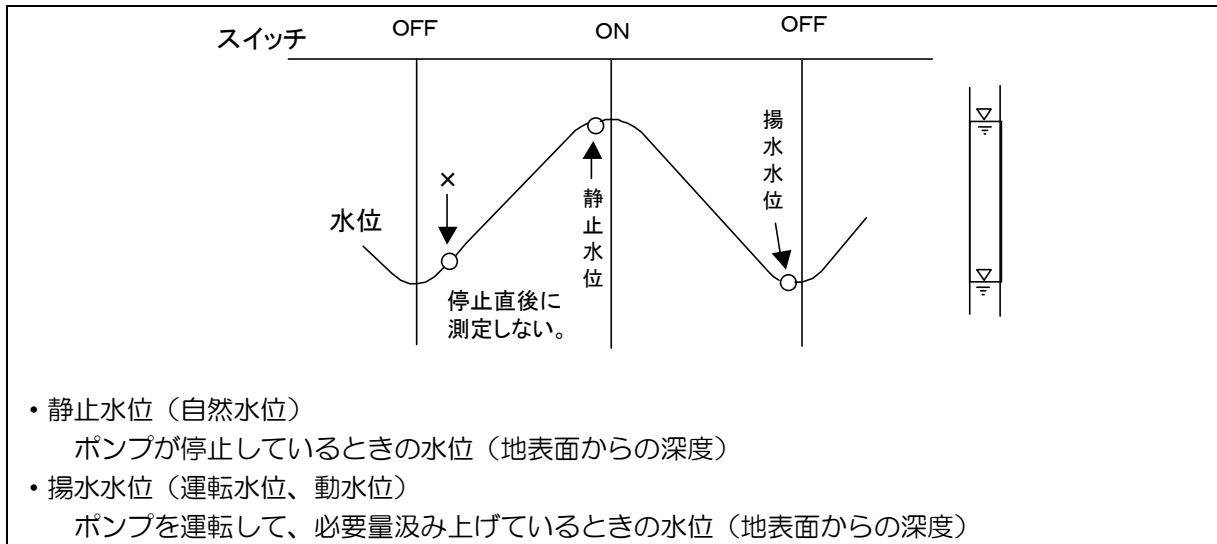
6 地下水の揚水量及び水位の測定について

地盤沈下等の障害を起さず、地下水を適正に利用するためには、地下水の揚水量及び水位を定期的に測定して記録をし、絶えず注意の目を向けることが必要です。

市条例では、許可揚水者については、地下水の揚水量と水位を、届出揚水者については、揚水量について、測定、記録及び報告を義務付けていますので、表-5に示される要領で実施してください。

表-5 地下水の揚水量及び水位の測定

	揚水量	水位
測定器	水道メーターのうち、計量法第71条の規定による検定に合格した特定計量器	<ol style="list-style-type: none"> 1 静電容量式水位計 2 触針電極式水位計 3 フロート式水位計 4 1から3までに掲げるもののほか、市長が特に認める種類の水位計
測定方法	上に掲げる測定器を揚水施設ごとに設置することにより、測定する。	<p>上に掲げる種類の測定器のうちのいずれかを用いて<u>月ごとの初日</u>に、次の水位を測定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 静止水位 揚水停止時の地表からの水位で、<u>揚水停止後2時間以上経過した後の水位</u>、又は測定日において当日の地下水の揚水を開始するため揚水施設を稼働させようとする直前に測定した水位。 2 揚水水位 揚水中の地表面からの水位で、<u>稼働してから2時間後の水位</u>、又は測定日において当日の地下水の揚水を終了させるため揚水施設を停止させようとする直前の水位。 なお、揚水施設の停止時間を十分に確保できない場合には、観測用の井戸等により静止水位、揚水水位を測定する。
記録	地下水揚水量等測定結果記録表等に記録し、 <u>3年間</u> 保存する。 (P.9参考例を参照してください。)	
報告	<p>揚水した地下水の量等測定報告書(第35号様式)により年2回報告する。 ※1月～6月末分までは7月末、7月～12月末分までは翌年の1月末までに報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水位：水位は水位測定基準面(地表面)から水面までの深さ(m)で測定し、少数第2位まで記入。 ・月平均揚水量：少数第1位を四捨五入し整数で記入。 	



図一八 揚水施設の運転状況と地下水位

（注意）

- (1) 水道メーターの検定の有効期間（8年間）を経過したものは、すみやかに検定を受けなおしてください。
- (2) 休止中の井戸でも静止水位は測定してください。

7 地下水揚水量等測定結果記録表の参考例

地下水揚水量等の測定記録は3年間の保存義務がありますので、下記の記録表を参考に作成し、保存してください。

地下水揚水量等測定結果記録表 (年 月分)								
揚水施設の名称又は事業所等 における揚水施設の番号					1月間を平均した1日当たりの 最大揚水量 (m ³ /日)			
日	指示計目盛	揚水量 (m ³ /日)	稼働時間	静止水位		揚水水位		
				測定時刻	地表面下 (m)	測定時刻	地表面下 (m)	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
月間揚水量		(m ³ /月)						
月間最大揚水量		(m ³ /日)						
月間平均日揚水量		(m ³ /日)						

備考：月間平均日揚水量については、月間揚水量を当該月の稼働日数で除したものを記入してください。

※許可又は届出時の「1月間を平均した1日当たりの最大揚水量 (m³/日)」を超えないよう監視してください。

8 工業用水法

指定地域内で地下水を採取し工業（製造業、電気・ガス及び熱供給業）の用に供しようとする場合でかつ吐出口断面積 6cm^2 を越える揚水施設を設置する場合、事前に市長の許可が必要となります。許可基準は表-6のとおりです。また、許可申請等についての内容は、表-7のとおりです。許可を受けた井戸については、採取量及び水位を毎月測定し、その結果を翌年度の4月末日までに市長に毎年報告しなければなりません。

表-6 工業用水法の指定地域及び許可基準

指定地域	許可基準		
	地域	吐出口の断面積 (cm^2)	ストレーナの位置 (m)
東京急行電鉄東横線以東の地域	イ地区 東日本旅客鉄道 東海道本線以東 の地域	46以下	90以深
	ロ地区 上記に掲げる地 域以外の地域	46以下	—

表-7 工業用水法における許可申請書等の内容

種類	内容	期限
井戸使用許可申請書	指定地域内で、工業用として地下水を採取しようとするとき。	採取しようとする日前
井戸変更許可申請書	許可井戸のストレーナの位置を浅くし又は、吐出口の断面積を大きくしようとするとき。（許可基準内において）	変更しようとする前
氏名等変更届	氏名又は名称及び、住所に変更があったとき。	遅滞なく
許可承継届	許可井戸の使用人としての地位を継承するとき。	
許可井戸廃止届	許可井戸による地下水採取をやめたとき。工業の用に供するのをやめたとき。揚水機を動力によらないものとしたとき。吐出口の断面積を 6cm^2 以下としたとき。	
井戸変更報告書	許可井戸のストレーナの位置を深くするとき、吐出口の断面積を小さくするとき、又は揚水機の種類を変更するとき（変更許可を受ける場合を除く）。	変更の都度遅滞なく
井戸使用状況報告書	許可井戸における水位、採取量等の報告	毎年4月末日迄

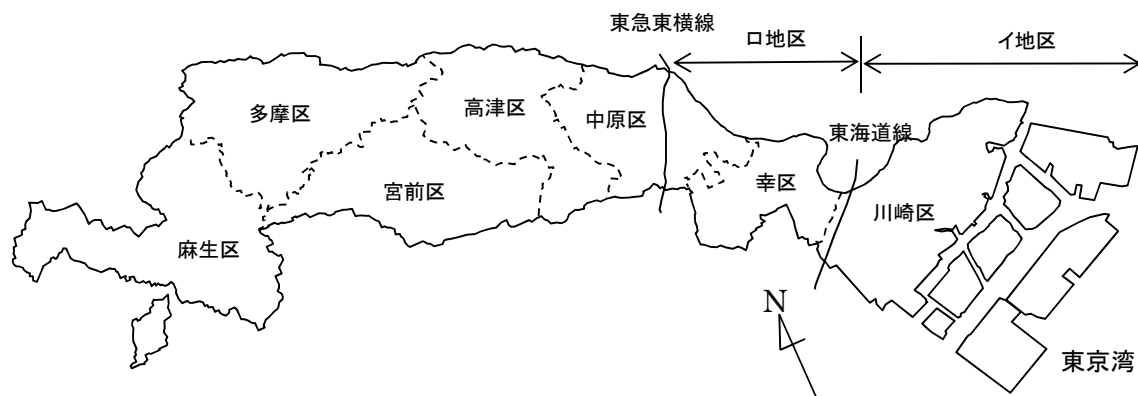


図9 工業用水法の指定地域

9 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例による申請、届出等の内容

表一八 申請種類及び提出時期について

申請内容	許可対象揚水施設	届出対象揚水施設
揚水施設を設置し、地下水を揚水しようとするとき。	地下水揚水許可申請書 (第32号様式) ※揚水しようとする日前にあらかじめ	地下水揚水届出書 (第34号様式) ※揚水を開始する30日前
許可を受けた地下水の揚水を開始したとき。	許可揚水者の揚水開始届出書 (第32号様式の3) ※開始日から15日以内	
揚水施設の設置場所、地下水の用途、ストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積の合計、1月間を平均した1日当たりの最大揚水量を変更しようとするとき。	地下水揚水変更許可申請書 (第32号様式の4) ※変更しようとする前	届出揚水者の変更届出書 (第34号様式の2) ※変更した日から30日以内
変更の許可を受けた許可揚水者が地下水揚水を開始したとき。	許可揚水者の変更完了届出書 (第32号様式の5) ※変更した日から15日以内	
変更の許可を受けた後、許可に係る変更の計画を中止したとき。	許可揚水者の変更中止届出書 (第32号様式の6) ※計画を中止した日から30日以内	
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を変更したとき。その他、揚水施設の深度、水量の測定器の種類を変更したとき。	許可揚水者の変更届出書 (第32号様式の7) ※変更した日から30日以内	届出揚水者の変更届出書 (第34号様式の2) ※変更した日から30日以内
揚水機の吐出口の断面積の合計や1月間を平均した1日当たりの最大揚水量の変更により、許可揚水者に該当しなくなったとき	許可揚水者から届出揚水者への変更届出書 (第32号様式の8) ※変更した日から30日以内	
揚水施設を譲渡、貸与を受けたとき、又は相続、合併により揚水者の地位を継承したとき。	地下水揚水に係る地位承継届出書 (第33号様式) ※譲渡、貸与を受けた日または地位を継承した日から30日以内	
地下水の揚水を取りやめたとき。	地下水揚水取りやめ届出書 (第33号様式の2) ※取りやめた日から30日以内	
地下水の揚水量及び水位の測定の報告	揚水した地下水の量等測定報告書 (第35号様式) ※年2回報告、結果の記録は3年間保管	

10 申請書等記入上の注意

申請書、届出書及び報告書の様式への記入にあたり次のことに注意してください。

(1) 揚水施設

揚水施設番号

揚水施設番号の欄は川崎市で記入しますので、最初は空欄にしてください。番号決定後に揚水施設配置図等へも記入いたします。

掘削開始年月日

揚水施設の掘削を開始した日を記入してください。

深度

掘止深度ではなく、側管の底までです。

側管の口径

ケーシングといわれる側管の内径を記入してください。

ストレーナー

「ストレーナー」とは、側管についている孔のある管をいい、地表に最も近い深度（上限）から井戸底に最も近い深度（下限）を〇〇～〇〇（例：100.0m～105.3m）と記入してください。

なお、同一の側管に2以上ある場合は、地表に最も近いものから順次記入してください。

(1) - 1 揚水機

種類・名称・型式

ポンプのネームプレートにそれぞれ明記してありますので、それを記入してください。

原動機の出カ

ポンプのネームプレートに明記してある数字を記入してください。

吐出口の断面積

揚水機本体の水が最後に通る部分の内径から計算（小数点以下2位を四捨五入）したものです。「内径」はネームプレートに明記してあります。

揚水能力(A)

計画している1時間当たりの揚水量を記入してください。

1日最大使用時間(B)

事業計画等の予定揚水時間（日あたり最大）を記入してください。

最大揚水量

揚水能力(A)×1日最大使用時間(B)を記入してください。

(2) 地下水位

水位は、地表面から水面までの距離（少数第2位まで記入）をいいます。

静止水位

揚水停止時の地表からの水位で、揚水停止後2時間以上経過した後の水位、又は測定日において当日の地下水の揚水を開始するため揚水施設を稼働させようとする直前に測定した水位を記入してください。

揚水水位

揚水中の地表面からの水位で、稼動してから2時間後の水位、又は測定日において当日の地下水の揚水を終了させるため揚水施設を停止させようとする直前の水位を記入してください。

(3) 地下水の用途別使用予定量

ボイラー用

ボイラー内で蒸気を発生させるために使用される水のことをいいます。

原料用

製品の製造過程において原料として、そのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水のことをいいます。

製品処理用

原料、半製品、製品などの浸漬、溶解等物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。例えば、パルプ製造工程やビスコース製造工程において使用する水や染色用水等です。

洗浄用

工場設備又は製品の洗浄用に使用される水のことをいいます。車両の洗浄用も含まれます。

冷却用

工場設備又は製品の冷却用に使用される水のことをいいます。

防災用

避難場所や病院等の医療施設において、地震等の非常災害時に上水道等（等は工業用水道含む）による通常の給水が停止した場合に使用する水です（災害時における必要な措置として地下水を揚水しようとするとき）。防災用は非常災害によって上水道等による通常の給水が停止した場合以外は揚水しないものをいいます。ただし、当該揚水施設の維持管理又は防災訓練時の使用のための揚水する場合はこの限りではありません。

飲料用

事業所等での職員の飲食用、公共水道事業用に使用する水のことをいいます。

農業用

農業用水をいいます。（園芸農業用、畜産農業用も含まれます。また、市民農園で必要な用水も含まれます。）

散水用

事業所内緑地等の散水用に使用する水のことをいいます。

その他

上記のいずれにも属しない用水、たとえば事業所内のトイレ用水等の雑用水をいいます。

(4) 水量測定

種類・名称・型式、口径及び検定合格年月日

ネームプレート等に明記されているものを記入してください。

(5) 水源別使用水量及びその割合

各工場等における総使用量の内訳を記入してください。

地下水

揚水施設、湧水池から取水する水の量とその割合を記入してください。

水道水

ここでいう水道水とは、上水道のことをいいます。上水道より取水する水の量とその割合を記入してください。

工業用水

ここでいう工業用水は、工業用水道のことをいいます。工業用水道から取水する水の量とその割合を記入してください。

地表水

河川、湖沼又は貯水池から取水する水の量とその割合を記入してください。

海水

海から取水する水の量とその割合を記入してください。

回収水

工場等において、一度使用した水を冷却塔、戻水池、沈殿池、循環装置等の回収装置を通じて回収する水の量を記入してください。なお、上記の回収水の施設を通さず循環して使用しているものも回収水の欄に記入してください。

その他

上記のいずれにも属しないもの、例えば農業用水路から取水する水、他工場等から供給を受ける水等の量とその割合を記入してください。

(6) 添付書類

地下水の揚水を行う場所の案内図

駅等の目標物等が入ったもの

揚水施設の配置図

揚水施設と建物等との位置関係がわかるもの。

揚水施設の構造図

平面図、断面図等により構造がわかるもの。

地下水の利用系統図

地下水の利用経路がわかるフロー図

揚水施設の地質柱状図、揚水試験表等

揚水試験結果と施設位置における地質柱状図、また、地盤への影響を検討するにあたり物理試験や圧密試験等の室内試験、現位置試験等を行った場合はその結果。

揚水施設の水位測定基準面図

平面図、断面図等により水位測定位置と、測定する基準面がわかるもの。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

第8章 土壌、地下水及び地盤環境の保全

第2節 地下水の揚水に関する規制

(地下水を揚水する者の責務)

第88条

地下水を揚水する者は、地下水の揚水による地盤の沈下その他の地下水及び地盤環境への影響（以下「地盤の沈下等」という。）を防止するため、地下水の揚水の適正な実施に努めなければならない。

(地下水の揚水に係る許可)

第88条の2

一の事業所に設置される動力を用いて地下水を揚水するための施設（以下「揚水施設」という。）により地下水を揚水しようとする事業者（第89条の規定による届出をした者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(1) 揚水機の吐出口の断面積の合計（揚水施設が2以上ある場合は、それらの揚水機の吐出口の断面積の合計。以下同じ。）が6平方センチメートルを超える揚水施設により揚水しようとする場合

(2) 揚水しようとする地下水の量（揚水施設が2以上ある場合は、それらにより揚水しようとする地下水の量の合計。以下「揚水量」という。）が、1月間を平均し1日当たり50立方メートル以上である場合

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について記載した書類を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 揚水施設の設置場所

(3) 地下水の用途

(4) ストレーナーの位置

(5) 揚水機の吐出口の断面積の合計

(6) 1月間を平均した1日当たりの最大揚水量

(7) その他規則で定める事項

(許可の基準)

第88条の3

市長は、前条第1項の許可の申請に係る同条第2項第4号及び第5号に掲げる事項が規則で定める基準に適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可を与えてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 災害時における必要な措置として地下水を揚水しようとするとき。

(2) 規則で定める用途に供する地下水を揚水しようとする場合で、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難であるとき。

(許可の条件)

第88条の4

市長は、第88条の2第1項の許可には、地盤の沈下等を防止するため、必要な限度において、条件を付することができる。

(開始の届出)

第88条の5

第88条の2第1項の許可を受けた事業者(以下「許可揚水者」という。)は、当該許可に係る揚水施設(以下「許可揚水施設」という。)により、地下水の揚水を開始したときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更の許可)

第88条の6

許可揚水者は、第88条の2第2項第2号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、その内容を記載した書類を市長に提出し、その許可を受けた後でなければ当該許可に係る変更をしてはならない。

2 前項の許可を受けた許可揚水者は、当該許可に係る変更をしたときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の許可を受けた許可揚水者は、当該許可に係る変更を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第88条の3及び第88条の4の規定は、第1項の許可について準用する。

(変更の届出)

第88条の7

許可揚水者は、第88条の2第2項第1号又は第7号に掲げる事項について変更があったときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 許可揚水者は、前条第1項の規定にかかわらず、第88条の2第2項第5号又は第6号に掲げる事項の変更により、同条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該変更をした日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした許可揚水者は、第89条の規定による届出をしたものとみなす。

(承継)

第88条の8

許可揚水者から許可揚水施設の全部を譲り受け、又は借り受けた事業者は、当該許可揚水者の地位を承継する。

2 許可揚水者について相続、合併又は分割(当該許可揚水施設の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可揚水施設を承継した法人は、当該許可揚水者の地位を承継する。

3 前2項の規定により許可揚水者の地位を承継した事業者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(揚水の取りやめの届出)

第88条の9

許可揚水者は、地下水の揚水を取りやめたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第88条の10

第88条の7第2項又は前条の規定による届出があったときは、第88条の2第1項の許可は、その効力を失う。第88条の6第3項の規定による届出があった場合の同条

第1項の許可についても、同様とする。

(許可の取消し)

第88条の11

市長は、許可揚水者が次の各号のいずれかに該当するときは、第88条の2第1項又は第88条の6第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により、第88条の2第1項又は第88条の6第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第91条第2項の規定による命令に違反したとき。
- (3) 第88条の2第1項の許可に係る地下水の揚水を許可の日から起算して1年以内に開始せず、又は1年以上引き続き休止している場合で、当該揚水を開始し、又は再開する見込みがないとき。

(許可違反に対する措置命令)

第88条の12

市長は、第88条の2第1項又は第88条の6第1項の許可を受けることなく地下水を揚水する事業者に対し、揚水量の減少又は地下水の揚水の停止を命ずることができる。

(地下水の揚水に係る届出)

第89条

揚水施設により地下水を揚水しようとする事業者(第88条の2第1項の許可を受けなければならない事業者を除く。)は、揚水を開始する日の30日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 揚水施設の設置場所
- (3) 地下水の用途
- (4) ストレーナーの位置
- (5) 揚水機の吐出口の断面積の合計
- (6) 1月間を平均した1日当たりの最大揚水量
- (7) 揚水開始の予定年月日
- (8) その他規則で定める事項

(変更の届出)

第89条の2

前条の規定による届出をした者(以下「届出揚水者」という。)は、前条各号に掲げる事項について変更があったとき(第88条の2第1項の許可を要するときを除く。)は、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(準用)

第89条の3

第88条の8及び第88条の9の規定は、届出揚水者について準用する。この場合において、これらの規定中「許可揚水者」とあるのは「届出揚水者」と、「許可揚水施設」とあるのは「第89条の規定による届出に係る揚水施設」と読み替えるものとする。

（揚水した地下水の量の測定等）

第90条

許可揚水者は、規則で定めるところにより、揚水した地下水の量及び地下水の水位を測定し、その結果を記録するとともに、保存し、及び市長に報告しなければならない。

2 届出揚水者は、規則で定めるところにより、揚水した地下水の量を測定し、その結果を記録するとともに、保存し、及び市長に報告しなければならない。

（勧告及び命令）

第91条

市長は、地下水の揚水による地盤の沈下等を防止する必要があると認めるときは、揚水施設により地下水を揚水する事業者に対し、期限を定めて、揚水量の減少、地下水の揚水の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、当該事業者に対し、揚水量の減少、地下水の揚水の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（適用除外）

第91条の2

第88条の2から前条までの規定は、温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉の採取及び工業用水法（昭和31年法律第146号）による工業の用に供する地下水の採取については、適用しない。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則

第7章 土壌、地下水及び地盤環境の保全

第2節 地下水の揚水に関する規制

(地下水の揚水に係る許可の申請)

第75条

条例第88条の2第2項第7号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 揚水施設の深度
- (2) 水量の測定器の種類
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第88条の2第2項に規定する書類は、地下水揚水許可申請書(第32号様式)とする。

(地下水の揚水に係る許可書)

第75条の2

市長は、条例第88条の2第1項又は第88条の6第1項の規定による許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に対し、地下水揚水(変更)許可書(第32号様式の2)を交付するものとする。

(地下水の揚水に係る許可の基準)

第75条の3

条例第88条の3に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ストレーナーの位置が、地表面下300メートル以上の深さであること。
- (2) 揚水機の吐出口の断面積の合計(揚水施設が2以上ある場合は、それらの揚水機の吐出口の断面積の合計。以下同じ。)が、21平方センチメートル以下であること。

2 条例第88条の3第2号に規定する規則で定める用途は、農業(日本標準産業分類表に定める農業をいう。)の用途とする。

(許可揚水者の揚水開始届出書)

第75条の4

条例第88条の5の規定による届出は、許可揚水者の揚水開始届出書(第32号様式の3)により行うものとする。

(地下水揚水変更許可申請書)

第76条

条例第88条の6第1項に規定する書類は、地下水揚水変更許可申請書(第32号様式の4)により行うものとする。

（許可揚水者の変更完了届出書）

第76条の2

条例第88条の6第2項の規定による届出は、許可揚水者の変更完了届出書（第32号様式の5）により行うものとする。

（許可揚水者の変更中止届出書）

第76条の3

条例第88条の6第3項の規定による届出は、許可揚水者の変更中止届出書（第32号様式の6）により行うものとする。

（許可揚水者の変更届出書）

第76条の4

条例第88条の7第1項の規定による届出は、許可揚水者の変更届出書（第32号様式の7）により行うものとする。

（許可揚水者から届出揚水者への変更届出書）

第76条の5

条例第88条の7第2項の規定による届出は、許可揚水者から届出揚水者への変更届出書（第32号様式の8）により行うものとする。

（地下水揚水に係る地位承継届出書）

第76条の6

条例第88条の8第3項（条例第89条の3において準用する場合を含む。）の規定による届出は、地下水揚水に係る地位承継届出書（第33号様式）により行うものとする。

（地下水揚水取りやめ届出書）

第76条の7

条例第88条の9（条例第89条の3において準用する場合を含む。）の規定による届出は、地下水揚水取りやめ届出書（第33号様式の2）により行うものとする。

（地下水の揚水に係る届出）

第77条

条例第89条第8号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1）揚水施設の深度
- （2）水量の測定器の種類
- （3）その他市長が必要と認める事項

2 条例第89条の規定による届出は、地下水揚水届出書（第34号様式）により行うものとする。

(届出揚水者の変更届出書)

第77条の2

条例第89条の2の規定による届出は、届出揚水者の変更届出書(第34号様式の2)により行うものとする。

(揚水した地下水の量の測定等)

第78条

条例第90条の規定による測定は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 揚水した地下水の量の測定は、水道メーターのうち計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した同法第2条第4項に規定する特定計量器を用いて、月ごとの初日に行うこと。

(2) 地下水の水位の測定は、地表面から地下水の水面までの距離について、市長が別に定める測定器を用いて、月ごとの初日に行うこと。

2 前項の測定の結果は、測定年月日、測定箇所、測定方法等を明らかにして記録し、その記録を3年間保存するものとする。

3 第1項の測定の結果のうち、毎年1月1日から6月30日までの間の測定の結果についてはその年の7月31日までに、7月1日から12月31日までの間の測定の結果については翌年の1月31日までに揚水した地下水の量等測定報告書(第35号様式)により報告するものとする。

地下水を利用する皆様へ

川崎市において地下水を汲み上げ利用する場合、手続き等が必要となりますので関係する部署へ相談のうえ必要な手続きを行ってください。

1-1 事業用で使用される場合

- (1) 環境局環境対策部環境保全課（地下水を揚水する場合）
- (2) 環境局環境対策部環境対策推進課（地下水を公共用水域へ排出する場合のみ）
- (3) 上下水道局サービス推進部下水道使用料担当（地下水を公共下水道へ排出する場合のみ）
- (4) 各区役所地域みまもり支援センター衛生課（専用水道、小規模水道、温泉利用施設等の場合）

※専用水道：一日最大給水量が20立方メートルを超える水道施設。

※小規模水道：地下水を利用した水道で、専用水道に該当しない水道施設。

1-2 事業以外（一般家庭）で使用する場合

- (1) 上下水道局サービス推進部下水道使用料担当（地下水を公共下水道へ排出する場合のみ）
- (2) 各区役所地域みまもり支援センター衛生課（飲用井戸の場合のみ）

※飲用井戸：上水道を利用せず、井戸水のみを飲用として利用する場合。

1-3 鉄道等に近接して地下水揚水施設を設置しようとする場合

- (1) 近接した範囲内にある鉄道事業者等（地下構造物等に近接して設置しようとする場合）

2 問い合わせ先

- ・環境局環境対策部環境保全課（環境水質・地盤担当） 044-200-2522
 - ・環境局環境対策部環境対策推進課（発生源水質担当） 044-200-2521
 - ・上下水道局サービス推進部下水道使用料担当 044-200-2872
 - ・各区役所地域みまもり支援センター衛生課
- | | |
|-----|--------------|
| 川崎区 | 044-201-3222 |
| 幸区 | 044-556-6681 |
| 中原区 | 044-744-3271 |
| 高津区 | 044-861-3322 |
| 宮前区 | 044-856-3270 |
| 多摩区 | 044-935-3306 |
| 麻生区 | 044-965-5164 |

河川保全区域、港湾区域又は港湾隣接地域における井戸の設置について

河川保全区域で井戸を設置する場合、河川法第55条により河川管理者の許可が必要となる場合があります。また、港湾区域内又は港湾隣接地域において井戸を設置する場合、港湾法第37条により港湾管理者の許可が必要となりますので、事前に下記に示す問い合わせ先に相談のうえ必要な手続きを行ってください。

1. 対象地域

1-1 河川保全区域

河川保全区域がある河川と保全区域の幅（河川区域境界からの距離）

河川名	河川保全区域	
	国・河川管理部分	県・河川管理部分
多摩川	20m	—
鶴見川	20m	—
矢上川	10m	5m
三沢川	—	5m

1-2 港湾区域又は港湾隣接地域

産業道路以東の地域（臨海部）については、「港湾区域又は港湾隣接地域」に該当する場合があります。詳しくは下記問合せ先（川崎市港湾局川崎港管理センター港湾管理課）にご確認ください。

2. 問い合わせ先

2-1 河川保全区域

（1）国・河川管理部分

○多摩川

- ・ 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所多摩出張所 042-377-7403
- ・ 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所田園調布出張所 03-3721-4288

○鶴見川・矢上川

- ・ 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所新横浜出張所 045-476-5003

（2）県・河川管理部分

○矢上川・三沢川

- ・ 神奈川県川崎治水事務所 044-932-7211

2-2 港湾区域又は港湾隣接地域

川崎市港湾局川崎港管理センター港湾管理課 044-287-6024

地盤沈下と地下水

川崎市環境局環境対策部環境保全課（環境水質・地盤担当）

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所第3庁舎17階）

電話 044-200-2522